

# 諸外国の SNS 規制動向から見た未成年者保護

○康 佳慧 (Kang Jiahui)

Keywords : SNS 利用禁止、未成年者保護、プライバシー保護、表現の自由、リスク管理

## 1 目的

本研究の目的は、SNS の未成年者利用に伴う心身の健康被害、プライバシー侵害、及び有害コンテンツ接触といった諸課題の深刻化を受け、諸外国が導入または検討する SNS 規制の多様なアプローチを体系的に調査・分析し、それぞれの法的構造、実効性、及び憲法上の課題を明確に整理することである。この分析を通じて、日本において喫緊の課題である未成年者保護と、表現の自由・デジタルイノベーションの促進との適切なバランスを考慮した法制度のあり方を考察するための基礎的知見を提示する。

## 2 方法

本研究の調査・分析方法は以下の 3 つの手法を用いる。

- 1) 米国連邦法及び州法、豪州、及び EU 諸国の SNS 規制に関する政策法制を分析する。規制アプローチを「アクセス制限型」(年齢による利用禁止・同意義務化)、「プライバシー設計型」(高プライバシーデフォルト設定、ターゲティング広告制限)、「コンテンツ責任型」(有害コンテンツ対策の義務化と罰則) の 3 つに類型化する。
- 2) 類型化されたモデルごとに、年齢確認の義務化、アルゴリズム規制(レコメンド機能の制限)、親権者の同意取得、及びプラットフォームに対する罰則規定といった具体的な施策の有無と内容を詳細に比較検討する。特に、年齢認証の技術的な実現可能性と、それにより個人情報に集中するリスクについても評価する。
- 3) 規制導入後に生じている訴訟事例(例: 米国内での州法に対する合憲性訴訟) や、業界団体による反発、規制の施行遅延などの動向から、各規制モデルが直面する実効性の課題を多角的に考察する。

## 3 結果

調査・分析の結果調査の結果として、諸外国の SNS 規制は、未成年者の安全を確保するために、プラットフォームに対してより重い法的責任とサービスの設計義務を課す方向へと大きくシフトする傾向が見られる。アクセス制限型のアプローチは SNS 提供者に厳格な年齢確認義務を課している一方、未成年者の表現の自由を侵害していると強く批判を受けている。また、公的 ID の使用を強制しない年齢確認技術の開発と導入が、実効性確保の面から急務となる。プライバシー設計型のアプローチとして、EU の GDPR、英国のデータ(利用とアクセス)法やカリフォルニア州の年齢適正デザイン法(AADC) は、未成年者の最善の利益を考慮した高水準のプライバシー設定をデフォルトとすることを義務付け、ターゲティング広告を制限する。さらに、EU のデジタルサービス法や英国のオンライン安全法では、未成年者を中毒性の高い、または有害なコンテンツへ誘導するアルゴリズムの利用を禁止するように、プラットフォームの内部設計への規制を強化している。

## 4 結論

以上により、日本においては、有害情報対策が努力義務に留まるなど、プラットフォームの法的責任が不明確である。現在、16 歳未満の児童を特別に保護対象とする個人情報保護法の改正議論が進められているが、諸外国の動向は、単なる年齢制限やプライバシー保護に留まらず、サービスの設計・運用面における法的義務、及び有害コンテンツに対するリスク評価と軽減措置の義務化を含めるべきであることを強く示唆する。

### 【主要参考文献】

Wood, Steve, Children and Social Media Recommender Systems: How Can Risks and Harms be Effectively Assessed in a Regulatory Context? (October 02, 2024). Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=4978809>